～　議題３　北海道の新規事業について　～

１　国の制度改正

昨年度公布された育児・介護休業法一部改正に関する法律について、今年度から段階的に改正内容が施行されており、10 月 1 日からは、①産後パパ育休（子の出生後８週間以内に４週間まで取得できる育児休業）や②育児休業の分割取得が開始されています（制度改正の概要は、資料５（厚生労働省 HP 資料）のとおり）。

その他、来年４月１日からは、一定規模の企業は、育児休業の取得状況の公表が義務付けられるなど、労使ともに制度の理解を深めつつ、行政としても、当該制度改正に伴う父親の家事・育児参加の促進に向けたサポートをする必要があります。

【資料 5 URL】https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000788616.pdf

２　道の新規事業

国の制度改正に伴い、男性の育休取得及び家事・育児への参加の機運が高まる機会を捉え、企業・行政・道民が一体となって取組を行い、男性の子育て参加を後押しすべく、議題２で説明した国の交付金を活用の上、道の次年度の新規事業として、資料 3 P9 の事業の申請を検討しています。

なお、実施にあたっては、北海道の保健福祉部と経済部が相互に連携しつつ事業を実施できるよう現在調整中ですが、本新規事業に関連して、①市町村（及び関係者）で父親向けの子育てサークルやイベント等を運営している場合は、その概要について、教えてください。

また、②道の保健福祉部が実施予定の対当事者（個人向け）の取組みについて、既に父親向けの事業（①）を実施している場合は、当該事業と連携すること、これまで実施していない場合については、道の新規事業をきっかけに父親向けのイベントやコミュニティ等の形成を市町村主体で積極的に実施いただき、その運営等のサポートを道が実施したいと考えていますが、当該取組について、忌憚のない御意見をお聞かせください。

※市町村等の取組状況や御意見・御要望（こんなイベントを実施したいといった要望でも全く問題ありません）を踏まえ、今後の事業検討の参考にさせていただきます。

３　その他

道所管事業である「お父さん応援講座」を実施する中で得ている情報として、①父親の向けのコミュニティの運営は、主催している男性の仕事が多忙になると、継続・維持が難しい（行政等が積極的に運営してもらえるとありがたい）、②父親が子どもに関連するコミュニティに参加できるのは小学校の PTA に入ってからとなってしまうなどの御意見もいただいています。

上記について、住民等からの意見や要望、過去の事業等で把握した情報等について、適宜情報提供をお願いします（行政が運営する必要性の是非の検討材料として、活用したいと考えています。

※　上記２及び３について、別途、通知を行いますので、期日（12 月 6 日・火を予定）までに、別紙様式にて提出をお願います。